県発注の建設工事に関する低入札制度について、平成21年6月1日以降に入札手 続きに着手する工事から、以下のとおり 「低入札調査基準価格の改正」 「失格判断 基準の改正」「最低制限価格制度の最低制限価格の改正」 「最低制限価格制度の 適用工種の拡大」を行うこととしましたので、ご注意ください。

は、該当工事の発注機関にお問い合わせください

右記以外の工事

「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電 気」、「電気通信」、「管」及び「とび・土工・ コンクリート(解体工事に限る。)」

営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並 びに上水道工事及び下水道工事にかかる 機械器具設置

予定価格·大 低入札価格調査制度 低入札価格調查制度 低入札価格調査制度 基準価格 基準価格 直接工事費×9/10×95% 共通仮設費×90% 直接工事費×95% **西黄×83%** 直接工事費××95% 共通仮設費×90% 共通仮設費×90% 合計額×1.05 現場管理費×70% (直接工事費×1/10+ 現場管理費)×70% × 1.05 × 1.05 現場管理費×70% -般管理費×30%--設管理費×30% (ただし、予定価格の7/10~9/10の範囲内) <u>一般管理費×30%</u> (ただし、予定価格の7/10~9/10の範囲内) (ただし、予定価格の7/10~9/10の単 (失格判断基準) (失格判断基準) (失格判断基準) 直接工事費×95% | 合計額 機器費×75% - 合計額 > 入札書記載金額 共通仮設費×90% 共通仮設費×90% 直接工事費×95% > 入札書 共通仮設費×90% 現場管理費×70% 現場管理費×70% 場管理費×70% (ただし、入札書比較価格の7/10~9/10の範囲内) ただし、入札書比較価格の7/10~9/10の範囲内 (ただし、入札書比較価格の7/10~9/10の業 1億円 最低制限価格制度総合評価落札方式など 最低制限価格制度 最低制限価格制度 総合評価落札方式など 一部の工事については、予 定価格1億円未満でも 低入札価格調査制度の 総合評価落札方式など 一部の工事については、 予定価格1億円未満でも 低入札価格調査制度の 一部の工事については、 予定価格1億円未満でも 低入札価格調査制度の 適用あり 制限価格 = 基準価格の算出に同じ 制限価格を 下回った場合は無効 準価格の第出に同じ 1回価サナ 基準価格の算出に同じ 制限価格を 下回った場合は無効 適用あり 適用あり 下回った場合は無効 予定価格:小

### 基準価格を下回る入札者あり

### 低入札価格調査の実施

#### 失格判断基準の確認

< 失格判断基準の適用 > 失格判断基準に 失格判断基準に 該当しない 該当する 詳細調査 ×無効

専仟の追加配置技術者の確認(

### <技術者の配置例>

・請負代金2500万円以上の建設工事の場合

(又は請負代金5000万円以上の建築一式工事の場合) 専任の主任(監理)技術者1名(建設業法上)+専任の主任(監理)技術者1名(低入札対応)の計2名を配置

・請負代金1000万円以上2500万円未満の建設工事の場合

(又は請負代金1000万円以上5000万円未満の建築一式工事の場合)

**専任の主任技術者1名((3) + 専任の主任技術者1名(低入札対応)の計2名を配置** 請負代金1000万円未満の建設工事の場合 (又は請負代金1000万円未満の建築一式工事の場合)

非専任の主任技術者1名 + 専任の主任技術者1名(低入札対応)の計2名を配置



# その他契約の内容に適合した履行可否の確認

### 落札者の決定・契約へ

- 2 特定建設工事共同企業体の場合、追加配置技術者は、代表構成員から配置してください。
- 3 一般競争入札(価格競争)に限って、専任の技術者が1名必要です。ただし、平成20、19年 度における岐阜県発注工事の当該工種(4)に係る工事成績評定点の平均点が75点以 上(平成20、19年度における岐阜県発注の当該工種に係る受注実績がない場合は、平成 18、17年度における岐阜県発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が75点 以上)であると落札候補者から申請があり、適切な施工の確保が見込まれる工事について は、専任を除外することができます。
- 4「土木一式」、「建築一式」及び「舗装」などの工種区分

# 参考【改正前の低入札制度】

土木系5工事(「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」( ただし、解体工事を除く)、「ほ装」、「塗装」、「造園」】 並びに「鋼構造物工事」 左記以外

(「建築一式」、「電気」、「機械器具設置」など)

予定価格:大

# 低入札価格調査制度

基準価格 = (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%)×1.05 (ただし、予定価格の2/3~8.5/10の範囲内)

### (失格判断基準)

次に該当する場合

設計書の(直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×60%) (ただし、入札書比較価格の2/3~8.5/10の範囲内) > 入札書記載金額

## (失格判断基準)

次の 又は のいずれかに該当する場合

設計書の直接工事費×75% > 入札者積算内訳書の直接工事費 設計書の(共通仮設費×70%+現場管理費×60%+一般管理費×30%)

> 入札者積算内訳書の(共通仮設費+現場管理費+一般管理費)

1億円

## 最低制限価格制度

制限価格=基準価格の算出に同じ

(制限価格を下回った場合は失格)

(失格判断基準)

(総合評価方式)

予定価格:小